会 議 録

会議の名称	公の施設使用料免除団体審査会(第1回)
開催日時	平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日 (月) (午前·午後) 3 時 3 0 分 開 会 (午前·午後) 5 時 3 0 分 閉 会
開催場所	市役所南館8階会議室
出席者	【審査会委員】 坪内 隆、辻田素子、木村正文、中山和子、矢倉昌子 【担当職員】 原田市民活動推進課長、島村市民学習課長、久保生涯学習 部副理事、山本人権・男女共生課長、増田青少年課長、小 田地域教育振興課長、廣瀬健康福祉部副理事 【事務局】 楚和企画財政部長、小林財政課長
欠 席 者	無し
議 題(案 件)	・公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	<ul> <li>・次第</li> <li>・使用料免除団体申請書受付一覧</li> <li>・コミュニティセンター、いのち・愛・ゆめセンター、公民館の条例施行規則の運用方針について</li> </ul>

議	事 の 経 過(1)
発 言 者	発 言 内 容
会 長	第1回茨木市公の施設使用料免除団体審査会を開催する。
	本日は、地域集会施設として各地域に設置されているコミセ
	ン、公民館、あいセンターの各団体の審査を行う。担当職員
	からの説明をお願いする。
担当職員	市内に、コミセンは11館、公民館は32館、いのち愛ゆ
	めセンターは3館あり、いずれも地域の様々なコミュニティ
	活動の拠点となっている。地域の集会施設として共通の利用
	施設として位置づけ、同一の免除規定に該当する団体を対象
	とする。その規定については、コミュニティセンター条例施
	行規則の第12条の2であり、1項目はコミュニティセンタ
	一の管理運営委員会の構成団体と同種の地域団体であること、
	2項目は行政との協働の観点から、優先的な行政課題である
	地域活動の推進に向けた役割を担う団体であること、3項目
	はそれぞれの施設の設置目的、4項目以降は各団体の定款・
	規則・会則等、予算・決算、営利・政治・宗教活動を目的と
	しない、市内に活動の拠点がある、一定の人数要件、3つの
	施設以外には免除となる規定はないという、以上の9項目で
	ある。公民館は、免除団体として申請することのできる団体
	について、公民館条例施行規則第9条の2に、いのち・愛・
	ゆめセンターは、条例施行規則第6条の2で規定している。
	コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンタ
	一の3施設に関しては、地域の集会施設ということで同一の
	団体を免除団体とする。施行規則に規定するコミュニティセンスの体理を発展した。
	ンターの管理運営委員会の構成団体と同種の地域団体につい
	てであるが、コミュニティセンターは主として地域活動の拠点ない。スの符冊を対象をは、行政と共に地域活動
	点施設であり、その管理運営委員会は、行政と共に地域活動の推進といる行政課題の解決に向けた犯割を担っており、構
	一の推進という行政課題の解決に向けた役割を担っており、構
	成団体は地域の住民団体を基本としている。コミュニティセ   ンターの管理運営委員会は、委員定数は40名以内で、地域
	こう一の官屋屋呂安貞云は、安貞足数は40名以内で、地域  において公共性の強い活動をしている小学校区の住民団体か
	らの選出を基本とし、校区自治会連合会を中心に、地域活動
	で協力している団体を委員として構成している。それでは、
	免除団体申請要件に該当する団体を順次、説明していく。

事 過 (2) 議  $\mathcal{O}$ 経 発 言 者 発 言 内容 担当職員 まず、自治会に関して説明を行う。自治会のうち、単位自 治会としては約170団体の申請がきている。郡5丁目西、 下中条、大阪府営茨木玉櫛住宅南自治会の資料を配布してい るが、自治会は、地域の美化・防犯・文化・スポーツ等の諸 活動を行って、地域住民が連帯して協調を深めながら明るい 住み良い地域づくりを目指して、地域住民の自由意志に基づ い て 結 成 さ れ た 地 域 の 公 共 的 な 団 体 で あ る 。 市 と し て は 、 よ り良い快適な地域づくりや、地域住民のニーズを市政に反映 させることや、行政からの情報や連絡を円滑かつ的確に地域 住民に伝えることなどを含め、市民と行政の協働のまちづく りの推進のための地域の最も基本となる地域団体として大変 重要な役割をもつ組織であるという位置づけている。 つづいて、連合自治会であるが、各小学校区ごとに組織され た単位自治会の連合体である。それぞれの単位自治会が集ま って、一つの単位自治会では解決できない問題の解決、単位 自 治 会 ご と の 情 報 交 換 等 を 行 っ て い る 。 2 3 連 合 自 治 会 の う ち、申請順に福井・畑田・太田自治会の資料を配布している。 単位自治会の集合体であるので、活動目的は単位自治会とほ ぼ変わりはなく、校区内の自治会の広域的な課題解決や、情 報交換等を行っている。 最後に、現在、コミュニティセンターの管理運営委員会に属 する団体が連携して地域全体のことを考える団体として、水 尾校区では各団体連絡協議会が組織されている。活動目的と しては、自治会・公民館・福祉・PTA・老人クラブ・子ど も 会 ・ 青 少 年 健 全 育 成 ・ 防 犯 等 の 各 団 体 の 協 調 連 携 を 図 る こ と、情報連絡会である。活動内容として、単位自治会や連合 自 治 会 よ り も さ ら に 広 域 的 な 地 域 団 体 で 、 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ を進めている団体である。 減免申請ができる要件として条例に規定されている、"コ 委員 ミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体と同種の地 域団体"とは、どういう団体なのか。

議	事		過 (3)
発 言 者		発 言 内 容	
担当職員	団体のことで、コ成団体を指す。地	ミュニティセンター	通の役割を担っているの管理運営委員会の構称が使われている場合いる。
委員	自治会がコミセ請をするのか。	ン等を利用するとき	は、その都度、利用申
担当職員	利用申請は、そ	の都度、提出していた	さだく。
委員	どういう場合に	減免不可になるのか。	
担当職員	例えば、使用料合は減免不可にな		るような活動を行う場
委員	と聞いた。飲酒に		ティセンターは出来る あるが、会議であれば られないのか。
担当職員	単純に飲酒があ会議の趣旨によっ		とではなく、あくまで
委員	会議ではなく、	懇親会という形で利用	目する場合は駄目か。
担当職員	ニティを深める手		合でも、地域のコミュな場が設けられること Y容で判断する。
委員	利用申請の受付のか。	·は、コミュニティセ	ンター等の現場で行う
担当職員	そのとおりであ	る。	

議	事 の 経 過 ( 4	4 )
発 言 者	発 言 内 容	
委員	利用申請を受け付ける時の判断材料の様なものル化して、現場に配布しないのか。	)をマニュア
担当職員	月1回、コミュニティセンターとは定期的に連ているので、基本的なケースでは調整がとれているケースによっては確認しながら受付を行っていく。	
会 長	それでは、自治会について茨木市の公の施設使体として妥当とする報告をすることでいいか。	用料免除団
委員	【異議なし】	
会長	それでは、自治会を茨木市公の施設使用料免除する団体として報告を行う。次の関係団体の説明に	
担当職員	田田 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	こる進、る人がえ民る公祉文の業力ると。、ふ。と主て自支民活化実実のさか公生る安人体い身援館動・施施向とら民活さ全と的るのをやが芸グ委上祭、館文とでがに。手行コ積術ル員とり、館文とでがに。手行コ積術ル員とり

議	事の経過(5)
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	ふれあい豊かなコミュニティの醸成は大切であり、現代社会の抱えている重要な課題である。公民館区事業実施委員会は、全地域でふれあい豊かなコミュニティの醸成と促進に向けた役割を担う団体の1つとして、また、コミュニティセンター管理運営委員会を構成する一員として、地域で活動している。
委員	以前、公民館の講座は無料で受講できたが、現在は、受講料が徴収されている。受講料はいくらぐらいなのか。
担当職員	公民館で12回実施している文化・スポーツ活動等の講座は、1回250円、合計3、000円の受講料となる。
委員	事業実施委員会とは別の団体が、地域コミュニティの活性化を目的とした事業を行うため、事業実施委員会名義で施設を借りることはないのか。
担当職員	運動会や地域のレクリエーションは、事業実施委員会が単独で実施することはなく、地域との連携が必要であるため、 事業実施委員会が主体となるという形で、各施設を利用している。
委員	趣旨・目的から外れるものまで減免しないよう、使用目的等について、しっかりとした判断を行っていただきたい。
担当職員	現場での受付等ではマニュアル化するなどの対応をとる。
委員	減免は、事業実施委員会の事業だけで、事業実施委員会が主催する行事は別になるのか。
担当職員	公民館区事業実施委員会では、ふるさと祭りや文化展等の行事を実施しているが、自治会等の地域の団体や人々と連携した事業を展開しているので、事業・行事ともに減免の適用となると考える。

議	事	Ø)	経	過 (6)
発 言 者		発	言 内 容	
委員	公民館は23館	あるのか。		
担当職員	施 設 を も っ た 独 が 1 0 、 分 室 が 1		2、コミセン	に併設された公民館
会長	公民館区事業実料免除団体として			木市の公の施設使用
委員	【異議なし】			
会 長				の施設使用料免除団の関係団体の説明に
担当職員				会、こども会、校区. 対する取り組みは、
	的な課題を含めて	、年次ご。	との青少年育	議会において、今日成のための活動方針
	成組織に示して、	各地域で何	建やかな青少	地域の青少年健全育年の育成を展開して議会は、中学生の非
	社会に健全育成意	識の広が	りと浸透を目	提唱によって、地域 的として、昭和 5 3 在はコミセンの管理
	運営委員会の構成	団体として	て、地域での	健全育成に取り組ん 区と南中学校区の青
	て「見守ろう、わ	が子、人の	の子、みんな	る。会則の目的としの子」とある。これ
	に広げていくため	に、全ての	の大人の協力	り、地域全体の運動により、社会的・地的として活動してい
	る。活動報告や実	績は、主な会の開催、	な活動として、親善のドッ	、地域でのパトロージボール等のスポー

事 過 (7) 議  $\mathcal{O}$ 経 言 者 発 言 内 容 発 担当職員 小学校区の青少年健全育成協議会については、中学生の抱 える問題の解決には青少年が成長していく過程で、地域での 行 事 や 活 動 を 通 し て 人 間 関 係 や コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン が 必 要 な こ と か ら 、 地 域 に 青 少 年 が 積 極 的 に 参 加 で き る 体 制 づ く り と して、昭和57年度から随時結成しており、現在はコミセン の管理運営委員会の構成団体として、地域での青少年の健全 育 成 に 取 り 組 ん で い る 団 体 で あ る 。 小 学 校 区 は 大 池 小 学 校 区 と 豊 川 小 学 校 区 の 資 料 を 配 布 し て い る 。「 見 守 ろ う 、 わ が 子 、 人の子、みんなの子」等の趣旨を地域全体の運動に広げてい く た め に 、 全 て の 大 人 の 協 力 に よ り 、 社 会 的 ・ 地 域 的 な 健 全 育 成 運 動 を 推 進 す る こ と を 目 的 と す る と い う こ と で 活 動 し て いる。活動の内容としては、あいさつ運動、子供のスポーツ 大会、地区パトロール等の地域での活動を実施している。続 い て 、 単 位 こ ど も 会 、 校 区 こ ど も 会 で あ る が 、 各 地 域 で の こ ど も 会 、 そ れ を 小 学 校 区 で 束 ね て い る の が 校 区 こ ど も 会 で あ この団体の目的は、地域の子供たちが、遊びを中心とす る異年齢の集団活動を通して、創造性・協調性・実践力を養 い、生きる力を身につけることを狙いとした、地域で子供を 育 て る た め の 組 織 で あ り 、 青 少 年 育 成 の た め の 活 動 方 針 と 計 画においても、子供会活動の充実をお願いしている。

キャンプ等で、こども会の中で健全育成をはかっている。

議	事	0)	経	過 (8)
発 言 者		発言	· 内 容	
委員		公民館を何	吏った実績	ていると、開催場所はもないようであるが、
担当職員				用催にあたり会議等が マン・愛センターを利
委員	事業内容も良く似た	こ団体があ	るが、そう	建全育成協議会という いった団体が協働し 団体から申請が出てく
担当職員				单位こども会や校区こ 申請はないと考えてい
委員	団体が非常に多いの	)で、コミ	センや公民	中学校を利用している民館等を使わずに小学いか、という指摘は出
担当職員	いてはコミセン・グ域活動を推進してい	、民館・愛 いるという うので、地	センター等ことからこ	つれるが、会議等につ 等を利用しており、地コミセンの管理運営委 生進している団体とし
委員		、数の関係	で学校の利	3 の が 最 優 先 で 、 時 間 川 用 が 難 し い 場 合 は 、 と い う こ と か 。

議	事	0)	経	過 (9)	
発 言 者		発言	言 内 容		
担当職員	優先順位という	うことではな	よく、学校と	連携して事業	を実施
	する場合は学校を	: 利用するケ	ーースが多く	、地域主導で	実施さ
	れる場合は、コミ	センや公民	は館等を利用、	するというこ	とにな
	ると考える。青少				
	を密にして行って				
				いては学校施	
				ミセンや公民	
	利用が主になるの		分について	免除をお願い	したい
	ということである	0			
会 長	小中学校区青少	〉年健全育成	さ協議会、こ	ども会につい	て、茨
	木市の公の施設使	三用料免除団	]体として妥	当とする報告	をする
	ことでいいか。				
委員	【異議なし】				
会長	茨木市公の施設	计使用料免除	除団体に該当、	する団体とし	て報告
	を行いたいと思う				
担当職員	市立小中学校の	)単位 P T A	について説!	明する。小中	学校の
	単位PTAは、保	は護者と教職	長員が協力して	て、学校と家	庭にと
	どまらず、地域ニ	1 ミュニティ	における総合	合的な教育力	の向上
	を目的とする団体	である。活	動の中には	、通学路を含	む地域
	の安全の確保や、				
	のほか、多くのコ				
	成団体となり、地				
	中学校によって著				
	いて、目的におり				
	目的を同じくする				
	いて、自治会やこ をしている。	. こ り 云 守 り	/ 凹 14 C り、 7	圧 汚 て 省 に し	
委員	今回減免対象と	: なる P T A	は、市立だ	けで私立は駄	目とい
	うことか。				

議	事	の 経	過 (10)
発 言 者		発 言 内 容	
担当職員			施 設 が 充 実 し て お り 、   い ら 、 市 立 の PT A に 陣
委員	全体のうち、何割	くらいの団体から	申請が出ているのか。
担当職員	小学校については ては15団体のうち		1 6 団体、中学校につい 出ている。
会長	市立小中学校のP 免除団体として妥当		茨木市の公の施設使用彩 ことでいいか。
委員	【異議なし】		
会 長			公の施設使用料免除団体、と思う。次の関係団体
担当職員	てま法場る協にか祉や地たのま法場る協にか祉や地たいまなのの、区のをがれるりれた援てするがれるりれた援でするがおさの支けを新るのは、とと織進立分動を抜づ定れとと織進立分動を抜ったとのの、てめ等おるのに、は	はと委城2、援っそにて野、、人の一年動者いぞ民での一年動者いぞ民でいるとは、して委して生区ミ次はないのは、いぞ民では、して委して生区ミ次のが、のは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、	と 機配り に は は い 員 員 ン 、 と 、 と 、 な は い お の 委 て 公 域 ろ 小 あ 利 福

議	事	の 経	過 (11)
発 言 者		発 言 内 容	
担当職員	福祉協議会には、は協議会には、はは協議会には、はは協会のはは、ははは、はは、はは、はないのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	語は、 に規定が、 をおいて、 に対して、 には、 のは、 はは、 のは、 はは、 のは、 には、 には、 して、 には、 のは、 には、 のは、 には、 のは、 には、 のは、 には、 のは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	体となっている。社会のようには、 会の社会のは、 会のは、 会のは、 会のは、 ををでいる。 ををできる。 など、 は、
委員		: 員協議会の地区委員れるということでい	員会が各コミセン、愛いのか。
担当職員			会が地区ごとにグルーで活動しているわけで
委員			の構成団体ということるわけではないのか。
担当職員	区福祉委員会はそれで、社会福祉協議会ある組織として活動	ぞれの地域を中心と : が指導を行うのでは   しているということ : 委員会は、それぞれ	業を実施しており、地として活動しているのはなく、地区の協力がとで、1本では難しいれず
委員	予約できるので何回いるが本当か、地区	までという決まりを	ミセンが 6 ヶ月前からをもっていると聞いてが多いので会場を確保ている。
担当職員	コミセンは、定期設けているが、特定		回までという決まりをまりはない。

議	事	Ø	—————	過 (12)
発 言 者		発言	言 内 容	
会 長				委員会について、茨木当とする報告をするこ
委員	【異議なし】			
会 長	施設使用料免除	団体に該当す体の審査につ	る団体と	委員会を、茨木市公の して報告を行いたいと 回の審査会で行う。他
事 務 局	でタ請行す同針のおよる民とおミ域でありないにでは、はいいはいにはいいにはいいにはいいにはいいにでして、これがいる。館がいる可はは当いにでして、こ体、し	のつき、テで別なもちいる「イあ紙いの愛、体ミンこ資体、受いるの団ののよりと料に申ります。のつ話	め料件テの」といをせがとイ管とおて行かのして理明り、いりに、選記と受た	けっさ、夕営し定付いるセ、の規体用方か受いのと構そ。所がテし施条成の運管あたき団ぞ例会りい中意たき団ぞ例会りい中意のと構み。所が中意のとはできません。所が中意のとはできません。
担当職員	特定非営利活動 ーク、特定非営 申請が出ている	法人三島コミ利活動法人は の段階 のたが、理解	ュニティっちぽっ	<ul><li>こ、豊川地区の婦人会、・アクションネットワち、という3団体から要件は満たしていないらなかったので、受け</li></ul>
担当職員		守る会、また		総持寺保育所の保護者保育所の保護者会から

議	事 の 経 過 (13)
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	高齢福祉課へは、シルバー人材センターから申請が出ている。
担当職員	人権・男女共生課へは、部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部、部落解放同盟大阪府連合会沢良宜支部、部落解放同盟大阪府連合会沢良宜支部、部落解放同盟大阪府連合会中城支部、さわらぎ共有の会ゆめの樹、部落解放大阪府企業連合会沢良宜地区企業社組合の5件の申請があった。この5件については、受付の段階で申請要件に該当しないと説明したが、どうしても申請を行いたいということで受け付けをした。
担当職員	農林課へは、沢良宜地区農業利用者組合から申請が出ている。
担当職員	地域教育振興課へは、市立幼稚園のPTAから申請が出ており、コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体に含まれていないため、免除団体の申請要件は満たしていないが、申請を行いたいという申し出があり、受付をしている。
委員	各施行規則には、コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体と同種の地域団体であることが減免団体の要件となっており、説明のあった団体は減免団体の要件は満たしていないということになるので、本審査会で審議すべきものかどうなのか。市が定める規則・要綱に該当していないのであれば、審査を行いようもないのではないか。市の対応についても、どうしても申請したいということで受け付けるのではなく、減免団体の要件を満たしていないという規定の説明を是非とも尽くして、納得していただくようにしてほしい。
会 長	説明のあった団体について要件に満たない団体として取り扱うことで、各委員異議はないか。
委員	【異議なし】

議	事	<i>O</i>	経	過 (14)
発 言 者		発	言 内 容	
発 言 者 会 長	それでは第1これで終了とす	回の茨木市		三用料免除団体審査会を